【2. 保護者等の収入の状況について】

（１）就学支援金の支給を受けようとする時期の区分（**いずれかの□にレ印を付けてください。**）

□	~~４月～６月（前年度の課税証明書等を添付）~~	☑	７月～翌年６月（今年度の課税証明書等を添付）

（２）申請又は届出時

（次の①から⑦まで

税の証明を
2名分提出する場合は①にレ印を。

1名分提出する場合は②と、[ア・イ・ウ]の
該当するいずれかにレ印を。
注意!![ア]にチェックした方は、税の証明の控除対象配偶者欄も確認してください。

（２）－１　次の他				
①	☑	**親**		場合
②	□	**親権者１名分** （親権者が， □にレ印を付		れかの
		ア	□	親権者の１人が控除対象配偶者であることが<u>世帯主の税の証明に記載されており</u>，都道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		イ	□	親権者の１人が課税期日（平成30年1月1日）に海外［国名：　　　　　　　］在住中などで日本国内に住民票がなく，都道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていない場合
		ウ	□	・離婚，死別等により親権者が１人の場合， ・親権者が存在するものの，<u>家庭の事情によりやむを得ず</u>，親権者の１人の課税証明書等を添付できない場合　等　　※　事前にご相談ください。
③	□	**未成年後見人 □名分** 親権者が存在せず，未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は，全員分。ただし、未成年後見人が，法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は，その者を除きます。）		
④	□	**生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分** ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合， ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合　等		
⑤	□	**生徒本人** 親権者，未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり， ・成人に達している場合， ・未成年であるが都道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合　等		
（２）－２　次の理由により，課税証明書等を添付しません				
⑥	□	所得 … 存在しない場合等であ … を得ていない場合		
⑦	□	親権者 … 成30年1月1日）に海外［国 … 割及び市町村民税所得割を課されていない場合		

上で　①（2名分）にチェックした方は両方
②（1名分）にチェックした方は左のみ
保護者等の御名前・続柄を記入してください。

特別徴収税額通知書・納税通知書・（非）課税証明書・生活保護受給証明書を添 … 保護者等の氏名及び生徒との続柄（**⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です**）

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
隼人　一郎	父	隼人　花子	母

※　**収入の修正申告や税額の更正決定による都道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更や離婚・死別，養子縁組等による保護者等の変更があった場合には，支給額が変更となることがありますので，必ず学校に連絡してくださ**

【3. 確認事項】（

☑ <u>就学支援</u> … <u>の支給に必要な事務手続を学校設置者</u>

⬆ **よく読んだ後チェック**

文面をよくお読みになり、
了承された方は、チェックボックスに
レ印を入れてください。

学校受付日　　平成３０年６月　　　日（学校において記入。）